

鹿島市地域公共交通リ・デザイン人材育成事業支援業務 仕様書

1 業務名

鹿島市地域公共交通リ・デザイン人材育成事業支援業務

2 業務目的

全国的に自家用車への依存の高まりや人口減少が進む中、当市においても公共交通機関の利用者が減少し、財政負担の増加や路線バスや鉄道の減便・廃止など、公共交通事業を維持していくことは年々厳しさを増している状況にある。

公共交通の縮小は、当市が誇る観光資源の魅力減少（関係・交流人口減少）に繋がり、「地域住民（生活交通）×観光客の交通（観光二次交通）」の確保が喫緊の課題となっているが、住民の移動手段の確保や二次交通の充実を実現するにはどのような施策が適しているか、地域交通における関係者間での認識不足もあり、移動サービスの維持確保を検討し実装していく取組が不十分な状況が続いている。

公共交通のり・デザインに向けて、データに基づく客観的な数値をもとに、地域の枠を超えた多様な関係者で構成される「共創プラットフォーム」の運営を通じて、変革に必要な人材育成と公共交通は地域で考え、地域で守る機運の醸成が必要となってくる。

そこで、「共創プラットフォーム」内で、新たなデータを活用した実践的な地域交通のり・デザイン手法を学び、適切なデータを活用し、公共交通の現状評価とり・デザインの方向性の検討、施策の評価ができる人材を育成し、地域の枠を超えた持続可能な公共交通の検証を行う。

本業務では、データ活用手順マニュアルの作成、新たなモビリティメニュー体系資料の作成、検討プロセスの確立をアウトプットとし、今後のり・デザイン展開の土台とする。

3 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、鹿島市・太良町とする。

4 実施期間

本業務の実施期間は、契約締結日から令和8年1月23日までとする。

5 人材育成の内容・手法

本事業では、地域住民と観光客に関わる新たなデータの集計・分析を実施し、「地域の枠を超えた持続可能な地域公共交通の構築」をテーマに共創プラットフォーム内で①理想像設計、②既存資源把握、③対策の設計、④合意形成の4ステップで実施する。

データの分析結果に基づく講義の開催を通じて、データを活用した地域公共交通の分析方法やデータの活用方法についての知識を習得するとともに、ワークショップでの①～④までのプロセスにより、適切なデータを活用し、公共交通の現状評価とリ・デザインの方向性の検討、施策の評価ができる人材を育成する。

6 業務内容

(1) 地域公共交通に関わるデータの集計・分析、既存の資料及び独自に入手したデータにより、地域公共交通に関するデータの集計・分析を行うこと。

ア GPSによる人流データ取得および分析（鹿島市を中心としたデータの分析）

イ バス乗降データ取得および分析（鹿島市・太良町）

・AIカメラを活用した乗降調査の実施

ウ 観光データ取得および分析

・鹿島市、太良町間での観光モニターツアーの実施

エ 鹿島市内住民アンケートの実施・分析（400回答以上を想定）

オ ア～エの報告書作成

(2) 取得データ等の可視化、分析環境構築の実施

(3) AIオンデマンド交通等新たなモビリティサービスの導入シミュレーションの実施

(4) 本事業の運営支援・講義・ワークショップの企画

ア 行政担当者／住民／地域交通事業者／観光関係者／福祉事業者等の関係者（60人を想定）をとりまとめ、取得データに基づいた実践的な地域交通のリ・デザイン手法を学べる講義・ワークショップを企画する（講義・ワークショップ各2回以上）

イ 企画に基づく講義・ワークショップのコンテンツ作成、講義・ワークショップの進行およびファシリテーション

ウ 講義・ワークショップの参加者アンケートの実施ととりまとめ

エ 上記講義・ワークショップにかかる実施報告書等の作成

(5) 成果品の提出

受託者は、業務終了後、速やかに次の成果品を提出すること。

なお、エ（モビリティ人材育成事業実施中間報告書）は委託者が指定する期日までに提出すること。

ア データ分析報告書…2部

イ モビリティ人材育成事業における講義・ワークショップの資料…2部

ウ データ活用手順マニュアル・新たなモビリティメニュー体系資料…2部

エ モビリティ人材育成事業実施中間報告書…2部

オ モビリティ人材育成事業実施報告書…2部

カ 外部説明用 モビリティ人材育成事業実施報告書（概要版）…2部

キ ア～カの電子データ…各1部

成果品の納入場所 鹿島市政策総務部広報企画課広報企画係

7 その他

(1) 受託者は、関係法令遵守の上、本業務を遂行すること

(2) 本業務で取得する地域公共交通に関わるデータは本市に帰属する

(3) 本業務の全てを第三者に委託し、または請け負わせないこと。なお、第三者に委託する場合、当該第三者にも秘密保持の義務を負わせること

(4) 本仕様書に記載のない事項については、委託者および受託者双方で協議の上、決定すること